

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン</p> <p>第2 定義</p> <p>GMPガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 A飼料</p> <p>飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び<u>鹿</u>をいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>7 B飼料</p> <p>A飼料以外のものをいう。</p> <p>(削る)</p> <p><u>8</u> 動物由来たん白質等</p>	<p>別紙1</p> <p>飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン</p> <p>第2 定義</p> <p>GMPガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 A飼料</p> <p>飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び<u>しか</u>をいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>7 B飼料</p> <p>A飼料及び<u>水産専用飼料</u>以外のものをいう。</p> <p><u>8</u> <u>水産専用飼料</u></p> <p><u>牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた製造工程において製造された飼料をいう。</u></p> <p><u>9</u> 動物由来たん白質等</p>

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第 1 の 2 の（1）に規定する確認済ゼラチン等、反すう動物に由来しない油脂及び省令別表第 1 の 5 の（1）に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① 省令別表第 1 の 2 の（1）に規定するほ乳動物由来たん白質
- ② 省令別表第 1 の 2 の（1）に規定する家きん由来たん白質
- ③ 省令別表第 1 の 2 の（1）に規定する魚介類由来たん白質
- ④ 省令別表第 1 の 5 の（1）に規定する動物性油脂（削る）
- ⑤ 飼料添加物（①～④に該当する物質が含まれるものに限る。）

9～17 （略）

第 3 適正製造規範（GMP）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

- 1 （略）
- 2 施設等の設置及び管理

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第 1 の 5 の（1）に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① ほ乳動物由来たん白質
- ② 家きん由来たん白質
- ③ 魚介類由来たん白質
- ④ 動物性油脂
- ⑤ 食品残さに由来する動物由来たん白質
- ⑥ ①から⑤までに該当する物質が含まれる飼料添加物

10～18 （略）

第 3 適正製造規範（GMP）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

- 1 （略）
- 2 施設等の設置及び管理

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

(1) 敷地及び施設

①～③ (略)

④ 飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、A飼料へのB飼料及び動物由来たん白質等の混入防止措置が講じられるよう設計すること。

⑤・⑥ (略)

(2) 設備及び機器

①～④ (略)

⑤ 飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、A飼料へのB飼料

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

(1) 敷地及び施設

①～③ (略)

④ 飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、それぞれ混入防止措置が講じられるよう設計すること。

⑤・⑥ (略)

(2) 設備及び機器

①～④ (略)

⑤ 飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、A飼料、B飼料

料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じること。

⑥・⑦ (略)

3・4 (略)

5 工程管理及び品質管理

(1) 事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあつては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

①～⑤ (略)

⑥ 適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料へのB飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を適切に講じること。

⑦ (略)

(2) (略)

6～11 (略)

及び水産専用飼料について、混入防止対策を講じること。

⑥・⑦ (略)

3・4 (略)

5 工程管理及び品質管理

(1) 事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあつては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

①～⑤ (略)

⑥ 適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、それぞれ混入防止対策を適切に講じること。

⑦ (略)

(2) (略)

6～11 (略)

別紙 2

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き

第3 確認の基準

1 (略)

2 施設等の設備及び管理関係

ガイドラインの第3の2及び次の点を満たしていること。

(1) 敷地及び施設関係

①・② (略)

③ 敷地及び施設内の各区域において取り扱う飼料の種類（A 飼料又はB 飼料）が特定されていること。

(2) 設備及び機器関係

①～④ (略)

⑤ 各設備において扱う飼料の種類（A 飼料又はB 飼料）が特定されていること。

⑥・⑦ (略)

3・4 (略)

5 工程管理及び品質管理関係

(1) ガイドラインの第3の5の(1)及び次の点を満たしていること。

①～③ (略)

別紙 2

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き

第3 確認の基準

1 (略)

2 施設等の設備及び管理関係

ガイドラインの第3の2及び次の点を満たしていること。

(1) 敷地及び施設関係

①・② (略)

③ 敷地及び施設内の各区域において取り扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。

(2) 設備及び機器関係

①～④ (略)

⑤ 各設備において扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。

⑥・⑦ (略)

3・4 (略)

5 工程管理及び品質管理関係

(1) ガイドラインの第3の5の(1)及び次の点を満たしていること。

①～③ (略)

④ A 飼料及び B 飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策並びに原料と製品の交差汚染防止対策が定められていること。

⑤～⑧ (略)

(2) ガイドライン第3の5の(2)及び次の点を満たしていること。

①～③ (略)

④ A 飼料及び B 飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策、原料と製品の交差汚染対策等が有効に機能していることを、定期的な試験検査等により確認すること。

⑤ (略)

(3) (略)

6～11 (略)

④ A 飼料、B 飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策並びに原料と製品の交差汚染防止対策が定められていること。

⑤～⑧ (略)

(2) ガイドライン第3の5の(2)及び次の点を満たしていること。

①～③ (略)

④ A 飼料、B 飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策、原料と製品の交差汚染対策等が有効に機能していることを、定期的な試験検査等により確認すること。

⑤ (略)

(3) (略)

6～11 (略)

附 則

この通知は、令和6年10月3日から施行する。